

要介護認定を受けている方が 確定申告にあたり受けられる控除

要介護認定を受けている方は障がい者控除・おむつ代の医療費控除の対象となる場合があります。

対象となる場合は、福祉課にて証明書を発行いたします。（※対象となるか等の確認はお電話でも受け付けています。）

証明書の発行には1週間程度かかるため、希望される方は確定申告前に福祉課窓口での申請をお願いいたします。

障害者控除について

障害者手帳の交付を受けていない方でも、65歳以上で要介護1以上の認定を受けている人（寝たきりや認知症などで介護が必要な人）は、「障害者控除」の対象になる場合があります。

福祉課で「障がい者控除対象者認定書」（以下、認定書）の交付の申請をしてください。



認定書発行の要件

- ① 令和5年12月31日時点で認定を受けている方
- ② 要介護認定の主治医意見書記載事項で該当基準を満たす方

おむつ代の医療費控除について

寝たきりの要介護認定者のために購入し使用したおむつ代については、「医療費控除」として一定の金額の所得控除を受けることができます。

確定申告をする場合

■1年目

領収書と医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

■連続した2年目以降

領収書と「町の確認書」のみで認められる場合があります。福祉課で交付の申請をしてください。

確認書発行の要件

- ① 確定申告をする人が前年と同じであること
- ② 前年に医師の「おむつ使用証明書」または「町の確認書」を使用して申告していること
- ③ 現在要介護認定を受けている、または、令和5年中に記載された主治医意見書があること
- ④ 要介護認定の主治医意見書記載事項で該当基準を満たす人であること

※医師が発行する「おむつ使用証明書」の様式は、福祉課窓口にあります。

問い合わせ先：福祉課 ☎ 66-2406